

日本学校農業クラブ連盟会則・運営細則

I 日本学校農業クラブ連盟会則

第1章 総則

第1条 この連盟は日本学校農業クラブ連盟(以下に日連という)といい、事務局を全国農業高等学校長協会(以下農業校長会という)事務局におく。

第2条 日連は都道府県の各学校農業クラブ連盟(以下県連盟という)をもって組織する。

第3条 日連は、次のことを目的として活動する。

- 1 全国の学校農業クラブ活動を促進して、将来の産業人としてふさわしい力を育て伸ばし、我が国及び世界の農業の発展に貢献する。
- 2 農業学習を踏まえて、クラブ員の科学性、社会性並びに指導性を育成するとともに、クラブ員相互の連携や互いに学びあう精神を育み、もって学校農業クラブ活動の振興に努める。
- 3 各県連盟及び各単位クラブ員の地域に根ざした学校農業クラブ活動を奨励するとともに、クラブ員の国際理解を深め、もって国際的な友好親善に寄与する。

第2章 事業

第4条 日連は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校農業クラブに関する調査、研究資料の収集、配布
- 2 研究会、協議会、技術競技会、展覧会、講習会、講演会などの開催
- 3 全国の学校農業クラブ(単位クラブ)との連絡
- 4 年次大会の開催
- 5 学校農業クラブ員等の表彰
- 6 FFJ検定・技術検定の実施
- 7 全国の友好団体ならびに世界各国の青年農業団体との連絡、提携
- 8 機関誌の発行と図書の編集、刊行
- 9 学校農業クラブとクラブ員に対する物資のあっせん
- 10 その他日連の目的を達成するために必要な事業

第3章 役員

第5条 日連に次の役員をおく。

- 1 生徒役員
会長1名、副会長4名、理事若干名(うち若干名を常任とする)、監事2名とする。
- 2 成人役員
代表1名(農業校長協会農業クラブ部会部会長)、副代表5名(農業クラブ部会副部会長2名、会長の在学する校長、当該全国大会開催県校長、次期全国大会開催県校長)、顧問校長若干名、監査委員2名とする。

第6条 生徒役員は代議員会で選出する。

成人役員の選出は別に定める。

第7条 会長はクラブ員を代表し会務をつかさどる。

副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときにはこれにかわる。

理事は、理事会を構成し、日連の運営にあたる。

監事は会計を監査する。

第8条 代表は日連を代表し、会務を指導するとともにその責を負うものとする。

副代表は代表を補佐し代表に事故あるときにはこれにかわる。

代表、副代表及び顧問校長は、成人役員会を構成する。

監査委員は監事を指導する。

第9条 役員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。

第10条 農業校長会事務局に日連担当事務職員を若干名をおき、農業校長会理事長がこれを任命する。日連担当事務職員は日連の事務を担当する。事務局に関する規定は別にこれを定める。

第4章 中央指導組織

第11条 日連は成人役員の指導の下に運営する。

第12条 日連に中央指導教師をおく。

中央指導教師は中央指導教師会を構成する。

中央指導教師は、競技指導、生徒指導、事業活動指導の各係り若干名を代表が委嘱する。

各係の責任者は代表が委嘱する。その他、委員として別に代表は機関誌編集委員、国際交流委員を若干名委嘱する。委嘱した者は、代表が代議員会に報告する。

第13条 中央指導教師、委員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない

第14条 中央指導教師、委員は、代表より依頼された事項について研究し、その研究成果を代表に報告する。
中央指導教師は代表の承認を得て、中央指導教師会または各係の担当者会議を開催できる。

第5章 委員会

第15条 日連は、日連の運営や第4条の事業を推進するため委員会を置くことができる。

第6章 代議員会

第16条 代議員会は毎年春季・秋季の2回開く。臨時代議員会は、代表が必要と認めたとき、または県連盟の3分の2以上の請求のあったとき代表がこれを招集する。

第17条 代議員は、各県連盟会長をもってあてる。代議員は、代議員会を構成し、成人役員会からの事業計画、予算、決算、その他の重要事項を議決する。

第18条 代議員指導教師は代議員在学学校の顧問教師1名をあてる。

代議員指導教師は、代議員の指導にあたりとともに代議員指導教師会を構成する。代議員指導教師会は、日連の組織・運営などについて協議研究する。

第19条 代議員会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第7章 会計

第20条 日連の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 日連は県連盟の負担金、ならびに補助金寄付金賛助金事業収入などをもって運営する。

第8章 付則

第22条 日連の会則を改正するときは、代表は理事会、代議員会で十分に意見聴取を行い、成人役員会及び農業校長会役員会の承認を得て、農業校長会総会で決定する。改正後、代表は直近の代議員会で改正事項を報告する。

第23条 日連の運営に必要な細則は別にこれを定める。

第24条 この会則は昭和25年11月2日から実施する。

付記

昭和25年11月2日制定施行

昭和35年11月7日一部改正

昭和40年11月27日一部改正

昭和44年11月18日一部改正

昭和47年11月29日一部改正

昭和55年11月20日改正

平成2年11月8日一部改正

平成4年10月28日一部改正

平成7年11月8日一部改正

平成8年5月16日一部改正

平成10年10月7日一部改正

平成11年10月21日一部改正

平成12年5月11日一部改正

平成16年5月15日一部改正

平成21年10月8日一部改正

平成22年5月24日一部改正

Ⅱ 日本学校農業クラブ連盟運営細則

1 日本学校農業クラブ連盟会則第8章付則第23条より、日連運営に関する細則を次のように定める。

2 この運営細則を追加、改正しようとするときは、本則第22条による。

3 この運営細則は昭和40年10月27日より施行する。

4 付記

(1) 細則1 委員会に関する規約 昭和40年10月26日臨時代議員会において承認、翌日施行

(2) 細則2 役員ならびに役員会に関する規約 //

(3) 細則3 事務局運営に関する規約 //

(4) 細則4 年次大会開催に関する規約 //

(5) 細則5 日連負担金に関する規約 //

(6) 細則6 日連組織に関する規約 //

- (7) 細則 7 総会運営に関する規約 昭和44年11月18日施行日連会則ならびに昭和44年11月17日臨時代議員会において承認、翌日施行
- (8) 細則 8 表彰に関する規約 平成5年5月14日春季代議員会において承認、11月1日から施行
- (9) 細則 9 クラブ員資格に関する規約 平成10年10月7日秋季代議員会において新設、同日施行
- (10) 細則10 賛助金に関する規約 平成10年10月7日秋季代議員会において新設、同日施行

5 改正

細則 2、細則 4、細則 6

昭和44年5月20日代議員会において一部改正

細則 2、細則 6

昭和44年11月17日臨時代議員会において一部改正

細則 4、細則 5、細則 6

昭和47年11月27日臨時代議員会において一部改正

細則 2、細則 3、細則 5

昭和50年11月11日臨時代議員会において一部改正

細則 5 昭和52年11月8日臨時代議員会において一部改正

細則 4 細則 6

昭和54年11月7日臨時代議員会において一部改正

細則 2、細則 7

昭和55年11月20日臨時代議員会および総会において改正

細則 5 昭和56年5月15日代議員会において一部改正、昭和57年度から実施

細則 5 昭和60年5月24日代議員会において一部改正、昭和61年度から実施

細則 5 平成元年5月18日代議員会において一部改正、平成2年度から実施

細則 2、細則 3、細則 6、細則 7

平成2年11月8日臨時代議員会において一部改正、平成3年度から実施

細則 1、細則 2、細則 3、細則 4、細則 5、細則 7

平成4年10月28日臨時代議員会において一部改正、平成5年度から実施

細則 5 平成7年11月8日秋季代議員会において一部改正、平成8年度から実施

細則 5 平成8年5月16日春季代議員会において一部改正、平成8年度から実施

細則 8 平成9年10月22日秋季代議員会において一部改正、平成9年度より実施

細則 2 平成10年10月7日秋季代議員会において(ケ)追加、平成10年度より実施

細則 3 平成10年10月7日秋季代議員会において第5条追加、平成10年度より実施

細則 8 平成11年10月20日秋季代議員会において第2条2改正、平成11年度より実施

細則 5 平成19年10月24日秋季代議員会において一部改正、平成20年度より実施

細則 4 平成20年5月15日春季代議員会において一部改正、平成20年度より実施

細則 1、細則 2、細則 3、細則 4、細則 5、細則 7、細則 8、細則 9、細則10

は平成21年10月8日秋季農業校長会総会において一部改正、平成22年度より実施

細則 1、細則 2、細則 3、細則 4、細則 5、細則 7、細則 8、細則 9、細則10は平成22年5月24日春季農業

校長会と平成22年10月7日秋季農業校長会総会において一部改正、平成22年5月24日より実施

細則 1 委員会等に関する規約 (平成22年5月24日施行)

(1) 諮問委員会設置に関する規定

第1条 日連会則第5章第15条により、諮問委員会を設置する。

第2条 諮問委員会は代表から諮問された事項について意見を具申し、代表者はその結果を代表を通じ代議員会に報告する。

第3条 諮問委員は、学校教職員(顧問校長、顧問教師)都道府県教育委員会関係者、文部科学省、農林水産省の関係係官、民間有識者などから若干名を代表が委嘱する。

第4条 諮問委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

第5条 諮問委員会は、必要に応じ開催する。

(2) 中央指導教師会設置に関する規定

第1条 日連会則第4章第12条により、中央指導教師会を設置する。

第2条 中央指導教師は、顧問教師から若干名を代表が委嘱する。

第3条 中央指導教師会は、互選により、主幹を選出する。主幹は、会の招集、研究、審議事項のまとめなど、会の運営にあたる。

第4条 中央指導教師会は、必要があるときは、代表の承認を得て小委員会を開催することができる。

細則 2 役員並びに役員会に関する規約 (平成22年5月24日施行)

第1条 日連役員に関する規約は、日連会則第3章により、日連の役員の定数、選出の方法は次のとおり定

める。

1 生徒役員

以下の生徒役員は代議員指導教師及び代表の承認を得て、代議員会で選出する。選出された役員は代表が委嘱する。

- (1) 会長1名は、代議員の中から選出する。
- (2) 副会長4名は、各ブロック連盟の代議員の中から選出する。1名は当該年度全国大会開催県の推薦者、1名は次期全国大会開催県の推薦者、1名は関東ブロック連盟の推薦者、残り1名はこれ以外のブロック連盟から選出する。
- (3) 理事は、各ブロック連盟から推薦された代議員1名と関東ブロック連盟代議員をあてる。なお、関東ブロック各県連盟代議員の理事を常任とする。
- (4) 監事2名は、関東ブロック連盟の中からあてる。ただし、代議員以外の者を推薦する。

2 成人役員

- (1) 代表1名は、農業校長会副理事長のうち、農業クラブ部会会長をもってあてる。
- (2) 副代表5名は、農業校長会農業クラブ部会副会長2名、当該全国大会開催県校長1名、次期全国大会開催県校長1名、会長の在学する校長をもってあてる。
- (3) 顧問校長若干名は、農業校長会本部役員と理事選出の校長をもってあてる。
- (4) 監査委員2名は、監事の在学する学校の校長をもってあてる。
- (5) 成人役員の選出は農業校長会役員会で選出する。

3 役員に欠員が生じた場合、生徒役員は常任理事会、常任理事指導教師会及び代表の承認を得て、これを補充することができる。選出された役員は代表が委嘱する。ただし、補充により役員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

4 役員の任務は日連会則第3章第7条、第8条による。

第2条 日連における各役員会の開催運営に関する規約は次のとおり定める。

1 常任理事会

- (1) 常任理事会は、常任理事及び成人役員、中央指導教師、常任理事指導教師をもって構成し、理事会、代議員会に提出する議事を作成するほか、常時会務を分担・執行する。
- (2) 成人役員、常任理事指導教師、中央指導教師は、常任理事の指導・助言にあたるほか、日連運営の具体策を協議研究し、常時会務、運営の指導にあたる。
- (3) 常任理事会は、必要に応じ、代表が招集する。

2 理事会

- (1) 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、常任理事会からの報告及びその他の事項等を審議する。
- (2) 理事会は、理事をもって構成し、理事の3分の2以上の出席がなければ開いてはならない。
- (3) 理事会の会議運営については、会長がこれにあたり、過半数をもって議決する。
- (4) 成人役員、理事指導教師、中央指導教師は、理事会の運営指導にあたるほか、理事の指導・助言にあたる。
- (5) 理事会は必要に応じて、代表が招集する。

3 成人役員会

- (1) 成人役員会は、代表、副代表、顧問校長、監査委員をもって構成する。
- (2) 代表、副代表会議は必要に応じ、代表がこれを招集し、開催する。
- (3) 成人役員会は、必要に応じて代表がこれを招集し、日連の予算や事業計画などの運営について協議し、常時会務の処理について指導・助言する。
- (4) 成人役員会には、農業校長会事務局長も必要に応じて出席する。

4 監査会

- (1) 監査会は、監事、監査委員をもって構成する。
- (2) 監査会は、毎年4月中に開催する。
- (3) 監事は、日連の事務・会計の監査にあたり、その結果を常任理事会、理事会、代議員会において監査報告をしなければならない。
- (4) 監査委員は、監事の指導にあたり、その責を負うとともに、その結果を農業校長会役員会、理事会、総会に報告しなければならない。

第3条 役員会に関する事務運営は、いっさい事務局においてこれを行う。

細則3 事務局運営に関する規約 (平成22年5月24日施行)

第1条 この規約は、会則第1章第1条並びに第3章第10条の規定に基づき、日連事務局（以下事務局という）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 事務局は、日連の事務を担当し、日連運営についての業務を行うほか、会則並びに運営規則による諸会議の事務運営、会則による事業の推進を行う。

第3条 日連に関する事務は、代表が所轄する。

第4条 事務局には、事務局長（農業校長会事務局長）、事務局次長、事務職員若干名をおく。

第5条 日連に関する運営業務を円滑にするため、中央指導教師のうち東京都選出の中央指導教師をおく。
代表はこれを委嘱する

第6条 東京都選出の中央指導教師は、日連の会務や事業を遂行するために必要な業務並びに全クラブ員の指導・助言に関わる事項の具体化にあたり、代表の承認を得て運営会議を開催できる。

第7条 事務局長は、日連の会計、事務局の運営状況、事業の進展状況について、常任理事会、理事会、代議員会及び成人役員会、農業校長会役員会、理事会、総会に報告するとともに、会計監査を受けなければならない。

細則4 年次大会開催に関する規約（平成22年5月24日施行）

第1条 会則第2章第4条による年次大会の開催について、その運営を円滑にするため、この規約を定める。

第2条 年次大会(全国大会)は、年1回実施する。

2 開催時期は、原則として、10月から11月中とし、開催ブロック連盟の事情により日時を決定する。

3 開催地並びに実施大綱は、前々年度、春季代議員会及び春季農業校長会総会で実施大綱(素案)を提示し、前々年度の秋季代議員会及び秋季農業校長会総会に実施大綱(案)を提示する。その後、前年度の春季代議員会及び春季農業校長会総会で実施大綱(案)決定する。

第3条 開催地

1 開催ブロック連盟は輪番制とする。

2 開催ブロック連盟は次のとおりとする。

(1)関 東 (2)北海道 (3)近 畿 (4)東 海 (5)四 国
(6)東 北 (7)中 国 (8)九 州 (9)北信越

第4条 大会実施要項は前年度に、秋季代議員会及び秋季農業校長会総会に提示し、当該年度春季代議員会及び春季農業校長会で決定する。

第5条 年次大会(全国大会)の内容は次のとおりとする。ただし、記念年次大会の内容については若干変更できることとする。

1 プロジェクト発表会

2 意見発表会

3 平板測量競技会

4 農業鑑定競技会

5 クラブ員代表者会議

6 大会式典

7 その他、代議員会、農業校長会で承認されたもの

第6条 大会開催に関する準備、大会運営については、開催県及び開催ブロック連盟が主体的に行い、日連はそれを支援する。

細則5 日連負担金に関する規約（平成22年5月24日施行）

第1条 会則第6章第20条により、県連盟の負担金を次のように定める。県連盟負担金は、会員負担とし、それぞれの算出基礎は次のとおりである。

1 会員負担(年額)

クラブ員1人当たり会費 800円
(内訳) 運営費 380円 機関誌 420円

2 学校負担(年額)

全日制・定時制・本校・分校別1校と数え

クラブ員数

1～150人1校当たり3,000円

151～400人 " 4,000円

401人以上 " 5,000円

第2条 県連盟負担金は、各県連盟事務局においてそれぞれ納入期日までに納入するものとする。

第3条 県連盟負担金の納入期日を次のとおりとする。

(前期) 春季代議員会までに年額の2分の1以上を納入する。

(後期) 秋季代議員会までに残額を納入する。

細則6 連盟組織に関する規約（平成22年5月24日施行）

第1条 県連盟に関する規定

1 日連は、都道府県連盟をもって組織する。但し、北海道連盟の3地域は県連盟扱いとする。

2 県連盟は、各都道府県の各単位学校農業クラブをもって組織する。

3 日連の連絡、諸行事、計画などは、県連盟単位をもって行う。

- 4 県連盟には、県連盟事務局を置き、県連盟の運営、事務取扱いを行う。
- 5 県連盟には、会長、代表、代議員指導教師、その他運営に必要な役員をおく。

第2条 ブロック連盟に関する規定

- 1 日連に9ブロック連盟をおく。
- 2 ブロック連盟は、各県連盟をもって組織する。但し北海道ブロック連盟は、3地域をもってブロック連盟を組織する。
- 3 ブロック連盟は、全国大会出場者の選出、日連の役員選出、ブロック大会の開催などを行う。
- 4 ブロック連盟には、ブロック連盟事務取扱いのための事務所を設置する。
- 5 ブロック連盟の編成は次のとおりとする。

ブロック名	県連盟名
北海道	北海道(北北海道地域)(東北海道地域) (南北海道地域)
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、 山梨、静岡
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
東 海	愛知、岐阜、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、 沖縄

細則7 代議員会運営に関する規約 (平成22年5月24日施行)

第1条 会則第15条による代議員会の開催について、その運営を円滑にするため、この規約を定める。

1 代議員会

- (1) 代議員会は、代議員をもって構成し、代表がこれを招集する。代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (2) 代議員会は年2回、原則として、春季は5月、秋季は年次大会の際に開催する。そのほか代表が必要と認めたとき、または代議員の3分の2以上の開催要請があった場合は臨時代議員会を開催することができる。
- (3) 代議員会の内容は、事業計画、予算、決算の報告、生徒役員の選出、その他必要事項を協議決定するほか、各委員会の報告を行う。
- (4) クラブ運営の基本事項で、県連盟の事業、行事と密接な関係にある事項(会則の改正、負担金の改正、新しい行動計画など)について報告する場合は、あらかじめ代議員会に、その原案を提示するものとする。
- (5) 代議員会の議決権は、代議員1人1票とし、過半数をもって決定する。
- (6) 代議員会における代議員指導教師は、代議員の自主性に基づく会運営に対する指導・助言にあたる。

2 代議員指導教師会

- (1) 代議員指導教師会は、代表、副代表、代議員指導教師、中央指導教師をもって構成し、代表がこれを招集する。代議員指導教師の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (2) 代議員指導教師会は、代議員会と同時に開催する。そのほか代表が必要と認めたとき、または代議員指導教師の3分の2以上の開催要請があった場合は臨時代議員指導教師会を開催することができる。
- (3) 代議員指導教師会は、代議員会を指導・援助するほか、日連の組織や運営について協議研究を行う。
- (4) 代議員指導教師会において、ブロック連盟に関する協議の必要のある場合は、ブロック連盟代議員指導教師会を開催して研究協議する。

(5) 代議員指導教師会の議決権は代議員会に準じる。

第2条 代議員会に次の役員をおく。

- 1 議長団3名(議長1名、副議長2名)書記2名。
- 2 代議員会の役員は、代議員会において選出する。

第3条 代議員会は公開とする。

第4条 成人役員、中央指導教師、代議員指導教師は代議員会の指導・助言にあたる。

細則8 表彰に関する規約 (平成22年5月24施行)

第1条 日連会則第4条5により、表彰に関する規約を以下のように定める。

第2条 表彰は次のものについて行う。

- 1 年次大会(全国大会)の競技種目で優秀な成績を修めた者。
- 2 各ブロック大会等の特色ある競技種目で優秀な成績を修めた者。
- 3 県連盟会長として職責を全うした者。
- 4 その他表彰委員会において、学校農業クラブ活動の推進及び日連運営に功績が大きいと認められた関係者並びに関係団体。

第3条 受賞者の決定、手続きは次のとおりとする。

- 1 第2条1については、「全国大会実施基準」の「表彰」の項による。
- 2 第2条2の種目については、代議員会に結果を報告しなければならない。
- 3 第2条3及び4については、関係する機関の推薦・申請に基づき行う。

第4条 表彰委員会は、成人役員、中央指導教師及び事務局職員などから代表が委員を委嘱し、必要に応じて招集する。委員長は代表が委嘱する。

細則9 クラブ員資格に関する規約 (平成22年5月24日施行)

第1条 日連会則第2条に規定する学校農業クラブのクラブ員資格については、次の各項の定めるところによる。

- 1 農業に関する学科またはコースを置く高等学校の生徒。
- 2 総合学科等において、農業に関する科目を置く高等学校の生徒。

細則10 賛助金に関する規約 (平成22年5月24日施行)

第1条 日連会則第21条により、賛助金に関する規約を以下のように定める。

第2条 賛助会員は、会則第2条に規定する学校の卒業生及びその他本会の趣旨に賛同されて入会を希望する個人または法人とする。

第3条 賛助会員の会費は、賛助会費として、1口を年額1万円とし、1口以上とする。ただし、学生等については、減額措置を講ずることができる。

第4条 賛助会員の特典としては、学校農業クラブ連盟の活動等にかかわる情報の頒布を受けることができる。

第5条 資格喪失は、脱会、除名、会費納入の遅滞等による。